

P	節項	修正後	修正前	修正理由																																																																
伊勢市水防計画																																																																				
第3節 予報及び警報とその措置																																																																				
2 水防警報																																																																				
5	知事が水防警報を発する河川及び海岸（法第16条）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>左右岸</th> <th>区域</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一級河川 宮川</td> <td>左岸</td> <td>度会郡度会町坂井から度会郡玉城町岩出まで</td> <td>14,200</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>度会郡度会町麻加江から伊勢市佐八町まで</td> <td>14,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">五十鈴川</td> <td>左岸</td> <td>伊勢市宇治今在家町から汐合大橋まで</td> <td>6,800</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>伊勢市宇治館町から汐合大橋まで</td> <td>6,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外城田川</td> <td>左岸</td> <td>伊勢市上地町から河口まで</td> <td>7,700</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>伊勢市上地町から河口まで</td> <td>7,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大堀川</td> <td>左岸</td> <td>伊勢市柏町から河口まで</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>伊勢市柏町から河口まで</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	左右岸	区域	延長(m)	一級河川 宮川	左岸	度会郡度会町坂井から度会郡玉城町岩出まで	14,200	右岸	度会郡度会町麻加江から伊勢市佐八町まで	14,200	五十鈴川	左岸	伊勢市宇治今在家町から汐合大橋まで	6,800	右岸	伊勢市宇治館町から汐合大橋まで	6,800	外城田川	左岸	伊勢市上地町から河口まで	7,700	右岸	伊勢市上地町から河口まで	7,700	大堀川	左岸	伊勢市柏町から河口まで	4,000	右岸	伊勢市柏町から河口まで	4,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>左右岸</th> <th>区域</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一級河川 宮川</td> <td>左岸</td> <td>度会郡度会町坂井から度会郡玉城町岩出まで</td> <td>14,200</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>度会郡度会町麻加江から伊勢市佐八町まで</td> <td>14,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">五十鈴川</td> <td>左岸</td> <td>伊勢市楠部町から汐合大橋まで</td> <td>4,990</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>伊勢市楠部町から汐合大橋まで</td> <td>4,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外城田川</td> <td>左岸</td> <td>伊勢市上地町から河口まで</td> <td>7,700</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>伊勢市上地町から河口まで</td> <td>7,700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大堀川</td> <td>左岸</td> <td>伊勢市柏町から河口まで</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>伊勢市柏町から河口まで</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	左右岸	区域	延長(m)	一級河川 宮川	左岸	度会郡度会町坂井から度会郡玉城町岩出まで	14,200	右岸	度会郡度会町麻加江から伊勢市佐八町まで	14,200	五十鈴川	左岸	伊勢市楠部町から汐合大橋まで	4,990	右岸	伊勢市楠部町から汐合大橋まで	4,600	外城田川	左岸	伊勢市上地町から河口まで	7,700	右岸	伊勢市上地町から河口まで	7,700	大堀川	左岸	伊勢市柏町から河口まで	4,000	右岸	伊勢市柏町から河口まで	4,000	五十鈴川の修正
河川名	左右岸	区域	延長(m)																																																																	
一級河川 宮川	左岸	度会郡度会町坂井から度会郡玉城町岩出まで	14,200																																																																	
	右岸	度会郡度会町麻加江から伊勢市佐八町まで	14,200																																																																	
五十鈴川	左岸	伊勢市宇治今在家町から汐合大橋まで	6,800																																																																	
	右岸	伊勢市宇治館町から汐合大橋まで	6,800																																																																	
外城田川	左岸	伊勢市上地町から河口まで	7,700																																																																	
	右岸	伊勢市上地町から河口まで	7,700																																																																	
大堀川	左岸	伊勢市柏町から河口まで	4,000																																																																	
	右岸	伊勢市柏町から河口まで	4,000																																																																	
河川名	左右岸	区域	延長(m)																																																																	
一級河川 宮川	左岸	度会郡度会町坂井から度会郡玉城町岩出まで	14,200																																																																	
	右岸	度会郡度会町麻加江から伊勢市佐八町まで	14,200																																																																	
五十鈴川	左岸	伊勢市楠部町から汐合大橋まで	4,990																																																																	
	右岸	伊勢市楠部町から汐合大橋まで	4,600																																																																	
外城田川	左岸	伊勢市上地町から河口まで	7,700																																																																	
	右岸	伊勢市上地町から河口まで	7,700																																																																	
大堀川	左岸	伊勢市柏町から河口まで	4,000																																																																	
	右岸	伊勢市柏町から河口まで	4,000																																																																	
5	知事が水防警報を発する河川及び海岸（法第16条）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>実施区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊勢湾沿岸 (三重県区間)</td> <td>木曾岬町新輪から伊勢市朝熊町まで</td> </tr> </tbody> </table>	海岸名	実施区域	伊勢湾沿岸 (三重県区間)	木曾岬町新輪から伊勢市朝熊町まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>実施区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊勢湾沿岸 (伊勢湾西南海岸)</td> <td>松阪市大字松名瀬 1150 番地先から伊勢市大字有滝字大浜 2257 番地先まで（多気郡明和町大字浜田字西浜田 564 番地の 1 地先から多気郡明和町大字大淀字大洲 2943 番地の 2 地先までを除く）</td> </tr> </tbody> </table>	海岸名	実施区域	伊勢湾沿岸 (伊勢湾西南海岸)	松阪市大字松名瀬 1150 番地先から伊勢市大字有滝字大浜 2257 番地先まで（多気郡明和町大字浜田字西浜田 564 番地の 1 地先から多気郡明和町大字大淀字大洲 2943 番地の 2 地先までを除く）	海岸の修正																																																								
海岸名	実施区域																																																																			
伊勢湾沿岸 (三重県区間)	木曾岬町新輪から伊勢市朝熊町まで																																																																			
海岸名	実施区域																																																																			
伊勢湾沿岸 (伊勢湾西南海岸)	松阪市大字松名瀬 1150 番地先から伊勢市大字有滝字大浜 2257 番地先まで（多気郡明和町大字浜田字西浜田 564 番地の 1 地先から多気郡明和町大字大淀字大洲 2943 番地の 2 地先までを除く）																																																																			
5	① 水防警報発表の基準	<p>ア 河川</p> <p>(1) 水防警報発表の対象とする河川の水位観測所の水位（流量）が氾濫注意水位（警戒水位）に接近し、又は達し、なお増水のおそれがある場合。</p> <p>(2) 多量の降雨又は、甚だしい高潮が予想され、河川海岸の危険が憂慮されるとき。</p> <p>(3) その他特に緊急と認められる場合。</p> <p>(4) 解除の基準は、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り、水防作業の必要がなくなったときとする。</p> <p>(5) 市町参考水位（旧氾濫危険水位）については参考記載とし、水防警報発表基準の対象外とする。</p>	<p>ア 河川</p> <p>(1) 水防警報発表の対象となる河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に接近し、又は達し、増水の恐れがある場合</p> <p>(2) 多量の降雨が予想され、河川の危険が憂慮されるとき</p> <p>(3) その他、特に緊急と認められる場合</p> <p>(4) 解除の基準は、氾濫注意水位（警戒水位）を下回り水防の作業の必要がなくなったとき</p>	基準の追加																																																																

P	節項	修正後	修正前	修正理由																								
5	① 水防警報発表の基準	<p><b>警報の種類・内容及び発表基準【河川】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td> <td>水防資器材、器具の整備点検、その他水防活動の準備、幹部の出動等に関するもの</td> <td>水位が氾濫注意水位（警戒水位）に接近し、または達し、なお増水の恐れがある場合</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防団員の出動を通知するもの</td> <td>水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越えて、なお増水の恐れがある場合</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動の終了を通知するもの</td> <td>水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき</td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td>水防活動上必要とする水位その他河川の状態を通知するもの</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険 （洪水特別警戒） 水位情報</td> <td>市町長が発令する避難指示の発令判断の目安とするもの。</td> <td>水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を越えて、なお増水の恐れがある場合</td> </tr> </tbody> </table>	警報の種類	内容	発表基準	準備	水防資器材、器具の整備点検、その他水防活動の準備、幹部の出動等に関するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に接近し、または達し、なお増水の恐れがある場合	出動	水防団員の出動を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越えて、なお増水の恐れがある場合	解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき	情報	水防活動上必要とする水位その他河川の状態を通知するもの	適宜	氾濫危険 （洪水特別警戒） 水位情報	市町長が発令する避難指示の発令判断の目安とするもの。	水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を越えて、なお増水の恐れがある場合		基準の追加						
警報の種類	内容	発表基準																										
準備	水防資器材、器具の整備点検、その他水防活動の準備、幹部の出動等に関するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）に接近し、または達し、なお増水の恐れがある場合																										
出動	水防団員の出動を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越えて、なお増水の恐れがある場合																										
解除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき																										
情報	水防活動上必要とする水位その他河川の状態を通知するもの	適宜																										
氾濫危険 （洪水特別警戒） 水位情報	市町長が発令する避難指示の発令判断の目安とするもの。	水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を越えて、なお増水の恐れがある場合																										
6	① 水防警報発表の基準	<p><b>イ 海岸</b></p> <p>(1) 水防警報発表の対象とする津地方気象台発表の高潮警報かつ波浪注意報が発表された場合。</p> <p>(2) 水防警報発表の対象とする津地方気象台発表の高潮警報かつ波浪警報が発表された場合。</p> <p>(3) 解除の基準は、対象とする津地方気象台発表の高潮警報が解除された場合。</p> <p><b>警報の種類・内容及び発表基準【海岸】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意（準備）</td> <td>気象、海象情報等を確認し、水防団員の出場準備が必要となることを通知するもの</td> <td>高潮警報かつ波浪注意報が発表</td> </tr> <tr> <td>警戒（出場）</td> <td>気象、海象情報等を確認し、水防活動や避難活動が必要となることを通知するもの</td> <td>高潮警報かつ波浪警報が発表</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動の終了を通知するもの</td> <td>高潮警報が解除された場合</td> </tr> </tbody> </table>	警報の種類	内容	発表基準	注意（準備）	気象、海象情報等を確認し、水防団員の出場準備が必要となることを通知するもの	高潮警報かつ波浪注意報が発表	警戒（出場）	気象、海象情報等を確認し、水防活動や避難活動が必要となることを通知するもの	高潮警報かつ波浪警報が発表	解除	水防活動の終了を通知するもの	高潮警報が解除された場合	<p><b>警報の種類・内容及び発表基準【伊勢湾西南海岸】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>警報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意（準備）</td> <td>気象、海象情報等を確認し、消防機関の出場が必要となることを通知するもの</td> <td>高潮注意報かつ波浪注意報が発表</td> </tr> <tr> <td>警戒（出場）</td> <td>気象、海象情報等を確認し、水防活動や避難活動が必要となることを通知するもの</td> <td>高潮警報かつ波浪警報が発表</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水防活動の終了を通知するもの</td> <td>高潮警報が解除された場合</td> </tr> </tbody> </table>	警報の種類	内容	発表基準	注意（準備）	気象、海象情報等を確認し、消防機関の出場が必要となることを通知するもの	高潮注意報かつ波浪注意報が発表	警戒（出場）	気象、海象情報等を確認し、水防活動や避難活動が必要となることを通知するもの	高潮警報かつ波浪警報が発表	解除	水防活動の終了を通知するもの	高潮警報が解除された場合	海岸の追加
警報の種類	内容	発表基準																										
注意（準備）	気象、海象情報等を確認し、水防団員の出場準備が必要となることを通知するもの	高潮警報かつ波浪注意報が発表																										
警戒（出場）	気象、海象情報等を確認し、水防活動や避難活動が必要となることを通知するもの	高潮警報かつ波浪警報が発表																										
解除	水防活動の終了を通知するもの	高潮警報が解除された場合																										
警報の種類	内容	発表基準																										
注意（準備）	気象、海象情報等を確認し、消防機関の出場が必要となることを通知するもの	高潮注意報かつ波浪注意報が発表																										
警戒（出場）	気象、海象情報等を確認し、水防活動や避難活動が必要となることを通知するもの	高潮警報かつ波浪警報が発表																										
解除	水防活動の終了を通知するもの	高潮警報が解除された場合																										

P	節項	修正後	修正前	修正理由																								
第3節 予報及び警報とその措置																												
3 洪水予報(法第10条)																												
6	① 洪水予報の区域	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>左右岸</th> <th>区域</th> <th>実施機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宮川</td> <td rowspan="2">宮川</td> <td>左岸</td> <td>度会郡玉城町岩出字新田町991番地先から海まで</td> <td rowspan="2">三重河川国道事務所 津地方気象台</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>伊勢市佐八町字土之野461番地先から河まで</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	左右岸	区域	実施機関	宮川	宮川	左岸	度会郡玉城町岩出字新田町991番地先から海まで	三重河川国道事務所 津地方気象台	右岸	伊勢市佐八町字土之野461番地先から河まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>水系名</th> <th>河川名</th> <th>左右岸</th> <th>区域</th> <th>実施機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">宮川</td> <td rowspan="2">宮川</td> <td>左岸</td> <td>度会郡玉城町岩出字新田町991番地先から河口まで</td> <td rowspan="2">三重河川国道事務所 津地方気象台</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> <td>伊勢市佐八町字土之野461番地先から河口まで</td> </tr> </tbody> </table>	水系名	河川名	左右岸	区域	実施機関	宮川	宮川	左岸	度会郡玉城町岩出字新田町991番地先から河口まで	三重河川国道事務所 津地方気象台	右岸	伊勢市佐八町字土之野461番地先から河口まで	表記訂正
水系名	河川名	左右岸	区域	実施機関																								
宮川	宮川	左岸	度会郡玉城町岩出字新田町991番地先から海まで	三重河川国道事務所 津地方気象台																								
		右岸	伊勢市佐八町字土之野461番地先から河まで																									
水系名	河川名	左右岸	区域	実施機関																								
宮川	宮川	左岸	度会郡玉城町岩出字新田町991番地先から河口まで	三重河川国道事務所 津地方気象台																								
		右岸	伊勢市佐八町字土之野461番地先から河口まで																									
6	② 洪水予報の標題	<p>(1) 氾濫注意情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の情報が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul> <p>(2) 氾濫警戒情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul> <p>(3) 氾濫危険情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急激な水位情報によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫危険水位に到達したとき</li> <li>・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul> <p>(3) 氾濫発生情報</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫が発生したとき</li> <li>・ 氾濫が継続しているとき</li> </ul>	<p>ア 洪水注意報（氾濫注意水位＝5.00m）</p> <p>氾濫注意情報 対象区域内で氾濫注意水位に到達し、水位がさらに上昇することが予想される時</p> <p>イ 洪水警報（氾濫危険水位＝8.20m）</p> <p>(1) 氾濫警戒情報 基準地点の水位が一定時間後（2～3時間後）に氾濫危険水位に到達することが予想される時</p> <p>(2) 氾濫危険情報 基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達し、氾濫の恐れがある時</p> <p>(3) 氾濫発生情報 対象区間内で氾濫が発生した時</p>	説明文の追加																								

P	節項	修正後	修正前	修正理由																																																																		
第4節 特別警戒水位																																																																						
1 国土交通大臣及び知事が定める特別警戒水位（法第13条）																																																																						
7	指定河川及び対象とする水位観測所	指定河川及び対象とする水位観測所	指定河川及び対象とする水位観測所	水位観測所、海岸観測所の追加																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水防団待機水位 (通報水位)</th> <th>氾濫注意水位 (警戒水位)</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位 (特別警戒水位)</th> <th>観測所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勢田川</td> <td>2.50m</td> <td>2.60m</td> <td>3.20m</td> <td>3.40m</td> <td>岡本</td> </tr> <tr> <td>宮川</td> <td>9.85m</td> <td>10.98m</td> <td>12.49m</td> <td>12.49m</td> <td>鮑川</td> </tr> <tr> <td>一級河川 五十鈴川</td> <td>1.50m</td> <td>1.90m</td> <td>1.90m</td> <td>2.70m</td> <td>中村</td> </tr> <tr> <td>二級河川 外城田川</td> <td>2.63m</td> <td>3.19m</td> <td>3.19m</td> <td>3.56m</td> <td>西豊浜</td> </tr> <tr> <td>二級河川 大堀川</td> <td>2.40m</td> <td>2.50m</td> <td>2.50m</td> <td>3.11m</td> <td>大堀川新橋</td> </tr> </tbody> </table>	河川名		水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	観測所名	勢田川	2.50m	2.60m	3.20m	3.40m	岡本	宮川	9.85m	10.98m	12.49m	12.49m	鮑川	一級河川 五十鈴川	1.50m	1.90m	1.90m	2.70m	中村	二級河川 外城田川	2.63m	3.19m	3.19m	3.56m	西豊浜	二級河川 大堀川	2.40m	2.50m	2.50m	3.11m	大堀川新橋	<table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>水防団待機水位 (通報水位)</th> <th>氾濫注意水位 (警戒水位)</th> <th>避難判断水位</th> <th>氾濫危険水位 (特別警戒水位)</th> <th>観測所名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勢田川</td> <td>2.50m</td> <td>2.60m</td> <td>3.20m</td> <td>3.40m</td> <td>岡本</td> </tr> <tr> <td>一級河川 五十鈴川</td> <td>1.50m</td> <td>2.00m</td> <td>2.00m</td> <td>2.70m</td> <td>中村</td> </tr> <tr> <td>二級河川 外城田川</td> <td>2.63m</td> <td>3.19m</td> <td>3.19m</td> <td>3.56m</td> <td>西豊浜</td> </tr> <tr> <td>二級河川 大堀川</td> <td>2.40m</td> <td>2.50m</td> <td>2.50m</td> <td>3.11m</td> <td>大堀川新橋</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	水防団待機水位 (通報水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	観測所名	勢田川	2.50m	2.60m	3.20m	3.40m	岡本	一級河川 五十鈴川	1.50m	2.00m	2.00m	2.70m	中村	二級河川 外城田川	2.63m	3.19m	3.19m	3.56m	西豊浜	二級河川 大堀川	2.40m	2.50m	2.50m	3.11m	大堀川新橋
		河川名	水防団待機水位 (通報水位)		氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	観測所名																																																														
		勢田川	2.50m		2.60m	3.20m	3.40m	岡本																																																														
		宮川	9.85m		10.98m	12.49m	12.49m	鮑川																																																														
		一級河川 五十鈴川	1.50m		1.90m	1.90m	2.70m	中村																																																														
		二級河川 外城田川	2.63m		3.19m	3.19m	3.56m	西豊浜																																																														
		二級河川 大堀川	2.40m		2.50m	2.50m	3.11m	大堀川新橋																																																														
		河川名	水防団待機水位 (通報水位)		氾濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位 (特別警戒水位)	観測所名																																																														
		勢田川	2.50m		2.60m	3.20m	3.40m	岡本																																																														
一級河川 五十鈴川	1.50m	2.00m	2.00m	2.70m	中村																																																																	
二級河川 外城田川	2.63m	3.19m	3.19m	3.56m	西豊浜																																																																	
二級河川 大堀川	2.40m	2.50m	2.50m	3.11m	大堀川新橋																																																																	
水位周知海岸の水位観測所																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>海岸名</th> <th>基準水位 観測所名</th> <th>高潮特別 警戒水位 (T.P.m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊勢湾沿岸</td> <td>津松阪港</td> <td>2.30m</td> </tr> </tbody> </table>	海岸名	基準水位 観測所名	高潮特別 警戒水位 (T.P.m)	伊勢湾沿岸	津松阪港	2.30m																																																																
海岸名	基準水位 観測所名	高潮特別 警戒水位 (T.P.m)																																																																				
伊勢湾沿岸	津松阪港	2.30m																																																																				

P	節項	修正後	修正前	修正理由				
水防 分掌事務								
18		<table border="1" data-bbox="468 432 1516 583"> <tr> <td data-bbox="468 432 724 583" style="color: red;">下水道課</td> <td data-bbox="724 432 1516 583"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の被害状況調査及び復旧に関する事。</li> <li>2 水防本部との連絡調整に関する事</li> </ol> </td> </tr> </table>	下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の被害状況調査及び復旧に関する事。</li> <li>2 水防本部との連絡調整に関する事</li> </ol>	<table border="1" data-bbox="1576 432 2653 583"> <tr> <td data-bbox="1576 432 1831 583" style="color: red;">下水道施設管理課 下水道建設課</td> <td data-bbox="1831 432 2653 583"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の被害状況調査及び復旧に関する事。</li> <li>2 水防本部との連絡調整に関する事</li> </ol> </td> </tr> </table>	下水道施設管理課 下水道建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の被害状況調査及び復旧に関する事。</li> <li>2 水防本部との連絡調整に関する事</li> </ol>	機構改革
下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の被害状況調査及び復旧に関する事。</li> <li>2 水防本部との連絡調整に関する事</li> </ol>							
下水道施設管理課 下水道建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設の被害状況調査及び復旧に関する事。</li> <li>2 水防本部との連絡調整に関する事</li> </ol>							